

土壌汚染等対策基準の見直しについて

1 背景

- 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の有無を判断する基準として、土壌汚染等対策基準を定めている。
- 土壌汚染等対策基準は、土壌溶出量基準、土壌含有量基準及び地下水基準として、条例施行規則で特定有害物質ごとに基準値を定めている。なお、土壌溶出量基準及び地下水基準は地下水を飲用することによる健康影響を考慮し、土壌含有量基準は土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定している。
- 条例では、土壌汚染等対策基準に適合しないおそれがある場合、知事が特定有害物質取扱事業者に土壌汚染等調査を求めることができる規定を定める他、土壌汚染等調査の結果、土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかとなった場合には、汚染の拡散防止のための応急措置を講じ、知事へ届け出る規定等を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図っている。
- 土壌汚染等対策基準については、平成 15 年の条例施行後、土壌汚染対策法（以下「法」という。）に定める土壌溶出量基準、土壌含有量基準及び地下水基準と同じ基準値を定め、条例を運用してきた。
- 中央環境審議会において、カドミウム及びトリクロロエチレンによる人の健康影響に対する最新の知見や両物質に係る法の施行状況を踏まえた検討が行われ、令和 2 年 1 月に両物質に係る法の基準値を強化することが適当であるとの答申がなされた。これを受け、令和 2 年 4 月 2 日付けで、カドミウム及びトリクロロエチレンに係る法の基準値が改正された。
- このため、カドミウム及びトリクロロエチレンに係る土壌汚染等対策基準を見直す必要がある。

2 土壤汚染等対策基準設定の基本的な考え方

- ① 土壤汚染等対策基準の設定については、人の健康影響を考慮しており、カドミウム、トリクロロエチレンについて、人の健康に係る最新の知見を踏まえた見直しが必要である。その際、中央環境審議会の答申が参考となる。
- ② カドミウム及びトリクロロエチレンの土壤汚染等対策基準については、令和2年4月2日に改正された法の基準と同値とすることで条例の適切な運用が図られると思われる。
- ③ 平成15年の法及び条例施行後の土壤汚染の判明件数について、全汚染件数に占めるカドミウム又はトリクロロエチレンに係る汚染件数の割合は下表のとおりであり、両物質に係る本件の汚染状況は全国と比較し、特に多いわけではない。

カドミウム及びトリクロロエチレンに係る本県と全国の汚染状況（H30年度）

	県	全国
カドミウム及びその化合物	0.9%	1.3%
トリクロロエチレン	3.6%	4.9%

※数値は全汚染物質の件数に対する割合を示している。

基準値見直しに係る土壤汚染対策法で定める主な基準

		改正前	改正後
カドミウム及びその化合物	土壤溶出量基準 ^{※1}	0.01mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	土壤含有量基準 ^{※2}	150mg/kg 以下	45mg/kg 以下
	地下水基準 ^{※3}	0.01mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	第二溶出量基準 ^{※4}	0.3mg/L 以下	0.09mg/L 以下
トリクロロエチレン	土壤溶出量基準	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	土壤含有量基準		
	地下水基準	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	第二溶出量基準	0.3mg/L 以下	0.1mg/L 以下

※1 土壤溶出量基準

汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定（地下水環境基準と同値）。

※2 土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定（カドミウムについては耐容週間摂取量 7 µg/kg 体重/週を基に算出）。

※3 地下水基準（地下水環境基準と同値）

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。

※4 第二溶出量基準

汚染の除去等の措置を選定するための基準。条例上は、土壤汚染等対策指針で規定。

人の健康影響に係る最新の知見の状況

○カドミウム及びその化合物

- 平成 20 年 7 月に国の食品安全委員会から、国内の疫学調査の結果を基にカドミウムの耐容週間摂取量を 7 µg/kg 体重/週とすることが通知されたことにより、平成 22 年 4 月に水道水質基準が 0.01mg/L 以下から 0.003mg/L 以下に見直された。
- この見直し等を受けて、平成 23 年 10 月に水質環境基準及び地下水環境基準が 0.01mg/L 以下から 0.003mg/L 以下に見直された。

○トリクロロエチレン

- 平成 20 年 11 月に国の食品安全委員会から、ラットの飲水投与試験の結果を基にトリクロロエチレンの耐容一日摂取量を 1.46µg/kg 体重/日としたことが通知された。
- 平成 22 年 2 月及び 12 月の厚生科学審議会生活環境水道部会において、入浴時の吸入・経皮ばく露分を考慮して、水道水の寄与率を 10% から 70% に変更した評価が行われ、水道水質基準の基準が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に見直された。
- この見直し等を受けて、平成 26 年 11 月に水質環境基準及び地下水環境基準が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に見直された。